

基本方針	4 地域経済の活性化につながる「創る改革」の推進
重点項目	(10) 公共サービスを起点とした民間事業の拡大
取組項目	(10)-1 民間活力の導入効果が高い業務の民間委託、民営化の推進
実施内容	業務の効率化やノウハウを活かした事業展開など、民間活力の導入効果が高い業務について、民間委託、民営化を推進する。
計画期間の達成状況と総括	
一部達成	スクールバス運行业務の民間委託や、社会体育施設等への指定管理者制度の導入など、個々の取組みと実績があるものの、民間活力の導入や民営化そのものの導入効果に関する検討は進んでいないため、一部達成と評価する。
取組みの方向性及び第3次行政改革大綱実施計画への引継ぎ	
継続	ソフト面では市民協働や創る改革の両面から、また、ハード面では公共施設の適正配置の観点から、費用対効果にも照らして民間委託・民営化について検討する必要がある。
取組項目	(10)-2 コミュニティビジネスの創出支援
実施内容	・ビジネスの手法を用いた地域課題解決の取組みについて支援を検討し実施する。
計画期間の達成状況と総括	
達成	移動販売を実施する者に対する支援制度を設け、実際に制度を活用した起業等がなされている。また、地域課題を解決するためのコミュニティビジネスは、買い物支援のみとは言えないことから、H30年度に制度の見直しを行い、地域の小規模な事業者（食料品・薬局・衣料品店・理美容店・ガソリンスタンド等）の事業継続を支援する仕組みへ転換した。これらの実績・成果を含め、第2次行革大綱期間内の取組みとしては、所期の目的を達成したと言える。
取組みの方向性及び第3次行政改革大綱実施計画への引継ぎ	
継続	公共施設の適正配置を見据えた創る改革の視点から、また、「小さな拠点とネットワーク」における課題解決の観点も含めて引き続き検討する必要がある。
取組項目	(10)-3 第三セクターの経営の自立化促進と連携強化
実施内容	・市の関与の度合いを検討しつつ、経営基盤の強化のためセクター同士の連携について支援を行う。
計画期間の達成状況と総括	
未達成	第三セクターについては、設立経緯や市の関与の度合いに差があるため、一概に方向性が決定できない現状がある。また、法人によって財務状況が健全なところから、債務超過に至っているものまで様々である。第2次行革大綱計画期間においては、出資者である市として、個々の財務状況や関与の度合い、また市への貢献等を含め経営分析を行い、課題等の洗い出しまでを行ったものの、具体的な成果や市発出による自立化促進や連携強化に至っていない。これらのことから未達成と評価する。
取組みの方向性及び第3次行政改革大綱実施計画への引継ぎ	
継続	第3次行革大綱実施計画においては、経営の「自立化」をどのように定義するか、また、市の関与の度合いの基準はどうかを含め、市として第三セクター等への関わり方の範囲などを明確にする指針の策定の検討が必要である。
取組項目	(10)-4 公共サービスを担う第三セクター、NPO法人等の設立支援
実施内容	公共サービスを担う第三セクターやNPO法人等の設立を検討し、支援する。
計画期間の達成状況と総括	

達成	第2次行革大綱策定時に想定されていた、第三セクターの(株)郡上ネットの設立に加え、地域に根差した「NPO 法人スポーツフラッグG」がやまと総合センターの指定管理者となることで、地域における公共サービスの担い手となった。また、H30年度には、起業、事業継承、拠点開設、商品開発、販路拡大、売上・利益向上、人材確保、移住のワンストップ無料相談窓口として「産業支援センター」を設立し、産業雇用分野において公共的・公益的なサービス核としてスタートした。これらのことを踏まえて、計画期間内の取組みとしては達成と評価する。
取組みの方向性及び第3次行政改革大綱実施計画への引継ぎ	
継続	引き続き「創る改革」の一つとして、また、第三セクターのあり方や指針との検討と併せて、公益活動を行う法人の設立と支援のあり方を検討する必要がある。
重点項目	(11) 公共施設等の民間委託、民営化の推進
取組項目	(11)-1 郡上ケーブルテレビネットワーク施設等への指定管理者制度導入の拡大
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 郡上ケーブルテレビネットワーク施設へ指定管理者制度を導入する。 「郡上市指定管理者制度の運用に関する指針」に基づき、適合する施設について積極的に制度の導入を行う。
計画期間の達成状況と総括	
一部達成	郡上ケーブルテレビネットワーク施設、既存の公共施設、また、新たに取得等をした公共施設を含め、第2次行革大綱計画期間内において4施設に指定管理者制度を導入し、H30年度末で64施設が指定管理施設となっている。但し、他市においては指定管理者制度の導入が一般的になっている社会教育施設（特に市民会館等）については、他市への視察も含め検討を行ったものの、実現には至っていない。これらのことから、一部達成と評価する。
取組みの方向性及び第3次行政改革大綱実施計画への引継ぎ	
継続	指定管理者制度のあり方については、公共施設の適正な管理の中で引き続き検討が必要である。その際に、指定管理施設における業務水準や、自主事業のあり方の明確化なども含め「指定管理者制度の運用に関する指針」の見直しについての検討が必要である。
取組項目	(11)-2 指定管理施設等の民間への譲渡推進
実施内容	・所期の設置目的を達成した施設等の民間への譲渡を実施する。
計画期間の達成状況と総括	
一部達成	譲渡対象17施設（平成24年1月議会行革委員会で提示）の内、めいほう高原自然体験センター、とうふ工房の2施設が譲渡されたことから一部達成と評価する。
取組みの方向性及び第3次行政改革大綱実施計画への引継ぎ	
継続	議会に施設譲渡の一覧を示してから7年以上が経過しているにも関わらず、譲渡が促進されていない現状を鑑み、公共施設適正配置計画及び第3次行革大綱実施計画の中で、引き続き具体的に検討が必要な取組みである。
取組項目	(11)-3 市有財産を活用した起業等の支援
実施内容	・起業等の支援を目的として市有財産の貸付等を実施する。
計画期間の達成状況と総括	
一部達成	市有財産（普通財産）である土地を起業等のために有効活用（貸付）したのものとして、八幡町小那比、白鳥町中津屋地内における、民間の自然エネルギー設備の設置がある。また、建物については救命法木工センターの活用による、割りばしプロジェクト支援が挙げられる。このようなことから、一定の支援は実施しており、一部達成と評価する。
取組みの方向性及び第3次行政改革大綱実施計画への引継ぎ	
継続	公共施設の適正管理のなかで、民間貸付を検討しつつ、新たな手法として事前に民間事

	業者に対して活用方法の聞き取りを行う「サウンディング型市場調査」の手法も研究する必要がある。
重点項目	(12) 活力を生む人材の育成と組織体制づくり
取組項目	(12)-1 専門的な知識、技能や経営感覚を備えた職員の育成と適正配置
実施内容	・職員の意欲、特性、専門志向等を踏まえた異動や研修、民間人材の期限付き採用などにより、高い専門性を有する職員を配置する。
計画期間の達成状況と総括	
一部達成	職員の育成については終期のない取り組みである。適材適所の人事配置と、適切な時期における研修メニュー提供の取り組みが継続的に行われていることから、一部達成と評価する。
取組みの方向性及び第3次行政改革大綱実施計画への引継ぎ	
継続	第3次行革大綱においては、人材育成の取組みは行政運営分野に集約しており、この中で職員の意欲や能力を勘案しながら適材適所への配置を進めていく必要がある。
取組項目	(12)-2 モノづくりなど、効果的に産業を振興する組織体制づくり
実施内容	・官民の連携により、ものづくりを推進する組織体制づくりを行う。
計画期間の達成状況と総括	
達成	官民連携によるモノづくりについては、民間団体である「ものづくりプロジェクト」への支援をはじめ、作業・雇用分野においてビジネスマッチングから移住者の創業支援など幅広い取組みを行ってきた。また、H30年度に産業支援センターを設置したことで、第2次行革大綱期間における産業振興の組織体制づくりとしては達成したものと評価できる。
取組みの方向性及び第3次行政改革大綱実施計画への引継ぎ	
完了	第2次行革大綱では創る改革に位置づけられているものの、行政改革というカテゴリーでは検討しにくい取組みであることから、第3次行革大綱実施計画ではなく、今後改定する第2次総合計画後期基本計画等で検討していく。